

議決を経ていない財産の取得について

「横浜市議会の議決に付すべき財産の取得または処分に関する条例」に基づき、予定価格1億円以上の財産については、本来、議会の議決を経て取得すべきところ、議会の議決を経ずに取得していたため、本定例会において、以下の11件の財産の取得の追認の議案を提出いたします。

(1) 市第 9 号議案		
マスクの取得 (追認)		155,325,000円
(2) 市第 10 号議案		
抗原検査キットの取得 (追認)		109,340,000円
(3) 市第 11 号議案		
ガウン及びフェイスシールドの取得 (追認)		411,400,000円
(4) 市第 12 号議案		
個人防護具セット及びガウンの取得 (追認)		290,400,000円
(5) 市第 13 号議案		
マスク及びガウンの取得 (追認)		186,175,000円
(6) 市第 14 号議案		
マスクの取得 (追認)		107,120,500円
(7) 市第 15 号議案		
マスク及びガウンの取得 (追認)		187,492,800円
(8) 市第 16 号議案		
マスク等の取得 (追認)		111,782,000円
(9) 市第 17 号議案		
抗原検査キットの取得 (追認)		148,390,000円
(10) 市第 18 号議案		
抗原検査キットの取得 (追認)		114,400,000円
(11) 市第 19 号議案		
抗原検査キットの取得 (追認)		510,840,000円

参 考

●横浜市議会の議決に付すべき財産の取得または処分に関する条例（抜粋）

第2条

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号の規定により市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格100,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、その面積が一件10,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。